アスベストに係る工事の流れチェックリスト(大気汚染防止法)

事前調査の実施 (書面調査、目視調査、必要に応じて分析調査)	
・令和5年10月1日から有資格者等による調査が義務付け	
■事前調査結果の発注者への説明	
・ 参考様式1 を参照	
事前調査の記録の作成・保存(3年間保存、工事現場への備え置き)	
・発注者への説明書面(参考様式1)の写し、各建築材料が特定建築材料に該当するかおよびその根拠 (改造・補修の場合)改造・補修対象の建築物等の部分、 (分析している場合)分析調査の箇所、分析調査実施者の氏名、所属法人名	
事前調査結果の報告(石綿事前調査結果報告システムで工事着工までに報告)	
報告 対象 対象 建築物の改造・補修、工作物※の解体・改造・補修:請負金額の合計が <u>100万円以上</u> ※工作物については、環境大臣が定めるものに限る	
事前調査結果等の掲示 (工事期間を通して掲示)	
※ 参考様式2 を参照(アスベスト含有建材の有無、アスベスト含有建材の種類で異なる)	
アスベスト含有建材がある場合	
□ 特定粉じん排出等作業計画の作成 (作業開始前)	
・参考様式1の別紙1(裏面)を参照	
特定粉じん排出等作業届出 レベル1・2建材がある場合 作業開始の14日前までに届出	
「特定が 0703年出来/田田 作業開始の14日前までに届出 作業開始の14日前までに届出	
<td c<="" color="1" rowspan="2" td=""></td>	
・発注者による届出が必要 下請負人への説明 (作業開始前)	
 ・発注者による届出が必要 □ 下請負人への説明 (作業開始前) □ 作業の実施状況の記録・保存、適切な実施の確認 (作業中) 	
・発注者による届出が必要 下請負人への説明 (作業開始前) 「作業の実施状況の記録・保存、適切な実施の確認 (作業中) ・負圧隔離等を伴う作業の場合は、確認の年月日・方法・結果・確認者氏名の記録が必要	
 ・発注者による届出が必要 下請負人への説明 (作業開始前) 作業の実施状況の記録・保存、適切な実施の確認 (作業中) ・負圧隔離等を伴う作業の場合は、確認の年月日・方法・結果・確認者氏名の記録が必要 アスベスト含有建材除去後の取り残しの確認 (作業後) 	
・発注者による届出が必要 「下請負人への説明(作業開始前) 「作業の実施状況の記録・保存、適切な実施の確認(作業中) ・負圧隔離等を伴う作業の場合は、確認の年月日・方法・結果・確認者氏名の記録が必要 「アスベスト含有建材除去後の取り残しの確認(作業後) ・「石綿作業主任者」や「建築物石綿含有建材調査者」等の知識を有するものによる目視確認が必要	
・発注者による届出が必要 下請負人への説明 (作業開始前) 「作業の実施状況の記録・保存、適切な実施の確認 (作業中) ・負圧隔離等を伴う作業の場合は、確認の年月日・方法・結果・確認者氏名の記録が必要 アスベスト含有建材除去後の取り残しの確認 (作業後) ・「石綿作業主任者」や「建築物石綿含有建材調査者」等の知識を有するものによる目視確認が必要 特定粉じん排出等作業結果の発注者への報告 (完了後遅滞なく)	

その他、廃棄物処理法、建築リサイクル法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則などの法令もご確認ください

問い合わせ先 福岡市環境局環境保全課 TEL: 092-733-5386